

令和4年5月17日

各 位

新潟市水道局
総務部経理課
技術部中央事業所工務課

工老支4第13号 配水管布設工事の積算内容について（お知らせ）

令和4年5月10日付け新潟市水道局公告第7号(7)で公告した工老支4第13号 配水管布設工事の積算内容について、下記のとおりお知らせいたします。

記

第9号明細表・開削水替工の歩掛りは、ポンプ運転工（1日当り）の工事用水中ポンプ損料を1台とするところ11台として積算しています。

このため、第9号明細表・開削水替工の1日当りについて下記のとおり積算をしてください。

ポンプ運転工

（1日当り）

種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員		人	0.11			
普通作業員		人	0.05			
工事用水中ポンプ損料	口径 50mm 0.4kW	日	1			機械損料×11台
発動発電機損料	ガソリンエンジン駆動 3kVA	日	1			商用電源がない 場合
諸 経 費		式	1			
計						

据付・撤去工

（1現場当り）

種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人	0.08			
計						

ポンプ運転工およびポンプ据付・撤去工の労務歩掛は標準とし、ポンプ台数による別途考慮はしていません。なお、ポンプ使用は11日間で変わりません。

本事項については、契約後、変更協議の対象とします。